

議第37号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第48号を次のように改める。

(48) 削除

第2条第2項第79号の2中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項第82号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

付則第3項を次のように改める。

平成27年7月1日から規則で定める日までの間（以下この項において「特例期間」という。）において別表第28の2第2項の年間観覧料を納めた者に係る同項の常設展および企画展を観覧することができる期間は、同項の規定にかかわらず、当該年間観覧料を納めた日から、特例期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

付則に次の1項を加える。

琵琶湖博物館展示交流空間再構築事業に伴い琵琶湖博物館の常設展示の一部を行わないこととする期間として規則で定める期間における別表第28の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「400」とあるのは「200」と、「750」とあるのは「300」と、「320」とあるのは「160」と、「600」とあるのは「240」とする。

別表第28の2第2項中「1,600」を「800」に、「3,000」を「1,500」に改める。

別表第43(1)の項を次のように改める。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メー

17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、13,000円）

26,000円（構造計算書の

トル以内のもの	添付を要しないものにあつては、19,000円)
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	40,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、28,000円)
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	53,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、35,000円)
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	92,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	140,000円
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	290,000円
ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	460,000円
コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	760,000円

別表第43(1)の2の項を削り、同表(2)の項および(3)の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表(4)の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表(5)の項中「または第18条第22項」を「もしくは第2号または第18条第24項第1号もしくは第2号」に、「承認」を「認定」に改め、同表(22)の3の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同表(22)の4の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同表(42)の項および(43)の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表(44)の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表(46)の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表(47)の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同表注5中「、(2)の項」およびただし書を削り、同表注5を同表注4とし、同表注6中「、(2)の項」、「および(2)の項」およびただし書を削り、同表注中6を5とし、7を6とする。

別表第50(3)の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同表(4)の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同表(6)の項および(7)の項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同表に次のように加える。

(8) 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の13第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の書換え交付の手数料	同	4,500
(9) 宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の手数料	同	4,500

別表第64中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第9条第1項」を「第27条第1項」

に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に、「第12条第1項」を「第30条第1項」に改める。

別表第66中「額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した」を削る。

別表第67(1)の項中「合算した」を「加算した」に改め、「に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額」を削る。

別表第68(1)の項中「額に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額を合算した」を削り、同表(2)の項中「合算した」を「加算した」に改め、同表(3)の項および(5)の項中「に、同法第6条第5項、第6条の2第3項または第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料として同表の規定により算定して得られる額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加算した額」を削り、「合算した」を「加算した」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項第79号の2の改正規定 公布の日
- (2) 別表第43および別表第66から別表第68までの改正規定 平成27年6月1日
- (3) 付則第3項および別表第28の2の改正規定 平成27年7月1日